

紙 罫 案 起

昭和 年 月 日起案

司令長官

参謀長

副参謀官

務主任

昭和二十年十月二十三日

海南警備府司令長官 伍賀啓次郎

粵桂南區總指揮部前進指揮所兼主任朱暉曰閣下

總指揮部代電 南字第一三九號ニ依ル嘉積駐留

日軍部隊ノ軍品燒却投海ニ関スル件報告

首題ノ件ニ関シ貴代電接受後即刻在嘉積日軍部隊最高

指揮官佐世保鎮守府第八特別陸隊司令森本一男ニ対シ

嚴重調査報告方命令セル處本日同官ヨリ左ノ如キ報告アリタリ

被令事項ニ関シ遍ク調査セルモ事實無根ナリ 本件ニ関シハ

海南警備府 第九號ノ

淨書

校合

月

日發送済

0342

起案罰紙

昭和 年 月 日起案

司令長官

参謀長

副参謀官

庶務主任

昭和 年 月 日

總指揮部命令第一號其他関係命令ニ基キ海南警備府命令ヲ遵守シ公明正大ニ終戦處理ノミトニ從事シアリ 尚調査方^被最命令事項中

- 一 武器彈藥等軍需品ヲト整ニ運搬海中ニ投棄セル事實ナシ
- 二 自轉車自動車類ハ廢品ニ至ル迄確實ニ保管シアリ
- 三 重要用具等ヲ燒却セル事實ナシ
- 四 文卷類^{中二部不要ナルモノヲハハ中旬}ハ八月十四日ヨリ約一週間ニ亘リ終戦處理ニ必要ナル~~件~~除~~キ~~燒却セシトアルモ其ノ後該當ノ事實ナシ
- 五 第一號ノ武器彈藥軍需品ノ運搬投海ハ終戦後當隊ガ

海南警備府 發 第 號ノ

淨書 校合

月 日 發送濟

0343

起案野紙

昭和 年 月 日起案

司令長官

参謀長

副 参 謀
官

庶務主任

昭和 年 月 日

警備府命令ニ基キ南方地区向ケテ兵輸送ノ料ヲ嘉積地ヨリ博賀港向ケ運搬セシテ誤判断セルモノナラスヤト思料セラル
六、第二乃至第四疏ノ軍品文巻類焼却ノ件ハ被接收準備
トシテ嘉積部隊本部構内清掃ノ際集積セル塵埃雜草類ヲ焼却セシテ誤見又ハ誤聞セルモノナラスヤト思料セラル

右現地部隊最高責任者ノ報告ヲ確信シ當該情報ガ事実ニ依ルモノナルコトヲ茲ニ報告候也

(終)

海南警備府 機密 第 號

簿書 校合

月 日 發送済

0344